

男女共同参画会議（第61回） 議事要旨

日時：令和2年11月11日（水）17:30～17:56

場所：総理大臣官邸2階大ホール

【出席者】

	菅 義偉	内閣総理大臣
議長	加藤 勝信	内閣官房長官
議員	武田 良太	総務大臣（代理 新谷 正義 総務副大臣）
同	上川 陽子	法務大臣
同	茂木 敏光	外務大臣（代理 宇都 隆史 外務副大臣）
同	麻生 太郎	財務大臣
同	萩生田 光一	文部科学大臣
同	田村 憲久	厚生労働大臣
同	野上 浩太郎	農林水産大臣
同	梶山 弘志	経済産業大臣
同	赤羽 一嘉	国土交通大臣
同	小此木 八郎	国家公安委員会委員長
同	橋本 聖子	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長・教授
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研執行役員
同	高橋 史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	松田 美幸	福津市副市長
同	室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
同	芳野 友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	坂井 学	内閣官房副長官
同	岡田 直樹	内閣官房副長官
同	杉田 和博	内閣官房副長官
同	亀岡 偉民	復興副大臣
同	中山 泰秀	防衛副大臣
同	吉川 赳	内閣府大臣政務官
同	宮崎 勝	環境大臣政務官

【議事次第】

1 開会

2 議題

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について（答申）

3 閉会

【配布資料】

資料1 第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（説明資料）

資料2 第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）

資料3 吉村美栄子議員（山形県知事）提出資料

参考資料 男女共同参画会議 議員名簿

1 開会

- 冒頭、橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から、毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を推進しており、女性に対する暴力の根絶に向け、引き続き一層の協力をお願いする旨の発言があった。

2 議題

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について（答申）

- 加藤議長（内閣官房長官）から、冒頭の挨拶として、以下の発言があった。
 - ・「第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」について、昨年11月の安倍総理からの諮問を受け、専門調査会において御議論いただき、この度、答申案を取りまとめていただいた。御尽力いただいた佐藤専門調査会会長をはじめ、有識者議員の皆様に、感謝申し上げます。
 - ・日本のジェンダー・ギャップ指数は、153か国中121位という大変残念な状況。高度人材の獲得や我が国の評価にも関わる問題という危機感を持って、男女共同参画社会の実現に向けた取組を強化する必要がある。
 - ・また、新型コロナウイルス感染症拡大により、DVや性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響等が顕在化しており、対応が急がれる。
 - ・本日は、新たな計画策定に当たっての基本的な考え方の答申案について、男女共同参画会議として取りまとめ、総理に答申したいと考えている。
- 第5次基本計画策定専門調査会会長の佐藤議員より、答申案を取りまとめる際に留意した点について以下の説明があった。
 - ・昨年11月の諮問を受け、男女共同参画会議の下に設置された第5次基本計画策定専門調査会で検討を行い、答申案を取りまとめた。
 - ・この間、国民からの意見募集では約5,600件、オンラインで開催した2回の公聴会では約550件の御意見をいただいた。本答申案は、これからの社会を担う若者を含め、多くの方々からいただいた御意見をできる限り反映したものの。
 - ・第4次計画策定後、女性活躍に向けた法制度面の整備はかなり進み、一定の進捗は見られた。しかし、諸外国の取組のスピードは速く、諸外国と比較すると日本は遅れている。本答申案は、このことを真摯に受け止め、今が、国民一人一人の幸福を高めるとともに、日本の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるという認識の下、女性の活躍の促進に向けた取組を一層加速する観点や、支援を必要とする女性等を誰一人取り残さないという観点、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえた諸施策を盛り込んでいる。
 - ・また、更なる検討が必要な課題として、政党に対するクォータ制等の取組の要請、選択的夫婦別氏がある。専門調査会としては、これらの課題について、基本計画策定時にはもう一段の踏み込んだ議論を期待している。
- 林男女共同参画局長から、資料に沿って、答申案について以下の説明があった。**資料1**
 - ・基本的な考え方は、今後5年間を見通して、コロナによる影響や、人生100年時代、女性の

51%は90歳まで生きるといった、女性を取り巻く様々な情勢変化を踏まえたもの。足元を見ると、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数では、日本は、先進国でもっとも遅れており、取組を加速する必要がある。

- これまで、いわゆる「202030 目標」に向けて取り組み、女性就業者数や上場企業の女性役員数の増加など、道筋をつけてきた。しかし、全体として「30%」に到達しそうとは言えない状況にある。こうしたことから、新しい目標として、2030年代の社会に向けた通過点として、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すこととしている。
- 2ページ目以降は各分野の主なポイントを記載している。政策決定過程については、地方議会における取組や、最高裁判事を含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう要請すること、科学技術分野では、研究費採択などで、育児による研究中断に配慮することなどを記載している。暴力の根絶に関して、コロナで増えているDVについて、相談支援体制の強化等を盛り込んでいる。健康分野では、不妊治療の保険適用の実現等を盛り込んでいる。各種制度の分野では、選択的夫婦別氏について記載している。若い女性では過半数が制度の導入に賛成しており、また、パブコメなどでは、一人っ子同士など、実家の名前を残したいため、なかなか結婚できないという意見もあった。推進体制の強化では、計画の中間年に点検・評価を実施することを盛り込んでいる。

○ 説明を受け、有識者議員から以下のような発言があった。

(小西議員)

- 最近になって、社会や家庭の中に広がる性暴力について、重大な問題だという認識が共有されるようになってきた。政府が性暴力の被害者への支援について、令和2年からの3年間を対策の「集中強化期間」として、関係省庁が連携を図って対策を進めていくとされたこと、多領域からの実効性ある取組を速やかに進めるとされたことに感謝。時期を逃すことなく速やかに対策を進めてほしい。
- DVへの対策については、暴力から被害者を逃すというだけでなく、被害を受けた女性あるいは男性と子どもが、安心して健康な生活を送れるよう、総合的な新しいスキームをつくっていただきたい。

(鈴木議員)

- 2010年頃をピークに15歳以上人口が減少する中でも、2013年から2019年の7年間で就業者数は444万人増え、うち334万人が女性。これは女性活躍政策の意義がいかに大きいかを実証。
- 逆に言えば、男女共同参画が著しく遅れていたということ。今後は、女性の就労促進が働き手を増やすことにとどまらず、雇用の多様化や個々人の希望がかなう状況を広げて、新しいアイデアやイノベーションを生まれやすくし、一人ひとりのQOLや所得を向上させていくことが肝心。
- 基本計画も第5次を迎え、課題の洗い出しや状況の見える化はかなり進んだ。男女が均等に利益を享受し共に責任を担う社会の実現に向けて、国民運動的なアプローチだけでなく、取組と

成果の因果関係を重視し、費用対効果の高い施策に重点化するなど、EBPM や PDCA の確立の視点も取り入れて推進すべき。

(高橋議員)

- ・選択的夫婦別氏制度に関する調査結果について、資料 1 の 4 ページの図には、全体は男女が入っているものの、18～29 歳、30 代は女性の統計のみが掲載されている。しかし、実は男性も含めると 20 代の反対が 30 代よりも 6.2% 高くなっている。また、同じ調査によれば、子供に好ましくない影響があると答えた方が 63% を占めており、こうした国民意識の動向も踏まえて、子供の最善の利益という視点にも配慮しながら十分に論議を尽くす必要がある。

(納米議員)

- ・安全・安心ワーキングに関わり、女性に対する暴力に関する専門調査会にも関わっている立場からは、第 5、第 6、第 7 分野に盛り込まれた事項を着実に実施していただきたい。特に、生涯を通じた働き方の男女格差の解消、暴力については、その予防、若い人たちへの予防教育、虐待対応との関連においても、早期発見・早期介入の意味から両親学級や新生児訪問の機会を捉えての発見や啓発が大切。また、性についての正しい知識を伝える教育は、負のスパイラルを断ち切る鍵を握る。暴力は、これまでは被害者支援が中心に行われてきたが、その車の両輪として加害者への働きかけも非常に重要。これらについて、コロナ禍での対応を一過性のものに終わらせるのではなく、問題の根本を変革していくことが大切。

(松田議員)

- ・今回の考え方の中で一番重要なのはスピード感。中でも、特に政治分野において短期で成果を出す取組がますます重要になってくる。
- ・地方においても、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は改善されつつあるが、第 9 分野に挙げられているような配偶者扶養控除や第 3 号被保険者制度、企業の配偶者手当などの制度がスピードを遅らせている。このことによって高齢女性の貧困につながったりもするので、一人一人が経済的にも自立する社会づくりを推進するためにも、配偶者の働き方に中立的な制度への転換が急がれる。
- ・なお、今回、ユースの声を積極的に聴いていただいたことで、性と生殖に関する健康と権利の視点に基づく施策をはじめ、当事者の声を反映した施策が推進されることに感謝と期待をしている。今後も、様々な政策立案過程に若い世代の参画を担保していただきたい。

(室伏議員)

- ・我が国の科学技術・学術分野での男女共同参画は、世界的に極めて立ち遅れており、今回の「第 5 次男女共同参画基本計画」では、その課題を打開すべく、具体的な方策に踏み込んだ提案がなされている。
- ・これまでに、多様な分野での研究開発に、男女の心身の差異への配慮や女性の視点が入ることで、個人的なリスクや社会的な損失を大幅に減らせることが報告され、欧米諸国では、すでに「性差の視点を踏まえた研究開発」が政策として進められている。

- ・女性研究者や技術者が能力を発揮できる環境を整備すると共に、性差に基づいた研究、教育、イノベーションを推進することが、持続可能で多様性と包括性のある未来社会にもつながる。
- ・私たち大学人は、男女共同参画から生まれる新たなイノベーションの創出に取り組んでいくので、是非、御支援いただけるよう、お願い申し上げます。

(芳野議員)

- ・昨年末に発生が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大、コロナ禍は、私たち女性、そして働く者にも少なくない影響を及ぼしており、いまだ収束の兆しが見られない。
- ・コロナ禍では女性が占める割合の大きい非正規雇用における雇用の不安定化や、テレワークの普及などにより家庭内の無償労働の女性への負担が大きくなるなどの課題が改めて浮き彫りになった。
- ・第5次男女共同参画基本計画の実行に当たっては、女性の視点、そして私たち働く者の視点を置き去りにしない、誰もが安心して働き続けられる社会を実現するための積極的な取組がなされることを強く要望。

○ 続いて、閣僚等から、以下のような発言があった。

(上川法務大臣)

- ・法務省においても、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」に沿って、刑事法に関する検討や再犯防止施策の更なる充実といった各種施策を、スピード感を持って進めていく。
- ・また、父母の離婚に伴う子どもの養育の在り方については、チルドレンファーストの視点に立ち、女性の社会進出や女性の活躍にもつながるよう、各方面の声を聞きながら、あるべき家族法制についてしっかり検討していく。
- ・さらに、法務省においても、女性職員はもちろん、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進を含め、男女問わず働きやすい職場環境の整備とワークライフバランスを更に推進していく。

(萩生田文部科学大臣)

- ・男女共同参画を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となる教育・学習が重要。また、科学技術分野やスポーツ分野における女性活躍の促進も重要な課題。
- ・文部科学省としては、基本的考え方を踏まえ、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実、子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための教育の推進、科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進、スポーツ分野における女性の参画拡大等の取組を推進していく。

(田村厚生労働大臣)

- ・男女共同参画社会の実現は非常に重要な課題と認識しているところであり、政府目標も念頭に置いて、厚生労働省は、民間企業における女性活躍の推進に積極的に取り組んできたところ。
- ・女性活躍に関する一般事業主行動計画の策定義務や情報公表義務の対象企業の拡大、情報公表

の強化、プラチナえるぼし認定制度の創設などが盛り込まれた改正女性活躍推進法が本年6月から順次施行されており、これに基づく取組を着実に推進していく。

- ・併せて、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現に向けた働き方改革関連法の円滑な施行、男性の育児休業取得の一層の促進、待機児童の解消に向けた保育の受け皿整備などを進め、仕事と生活の調和が図られ、女性が一層活躍できる社会の実現を目指してまいりたい。

(野上農林水産大臣)

- ・農林水産業の発展のためには、女性の活躍が不可欠。女性が経営主や幹部となっている農業経営では、利益増加率が高いといったデータもある。女性に知恵や能力を発揮していただき、経営をリードしていただくことが必要だと考えている。
- ・一方で、女性の活躍には、未だ課題があることも事実。農林水産業において、女性が輝いて、地域の経済を活性化する大きな力となっていくよう、働きやすく暮らしやすい環境をつくるとともに、活躍されている女性農林漁業者の姿を全国に発信するなど、女性の活躍を強力に後押ししていく。

(梶山経済産業大臣)

- ・第4次男女共同参画基本計画の下、経済産業省では、特に、経済分野における女性の活躍を推進すべく、なでしこ銘柄選定や、ダイバーシティ経営企業100選、女性起業家支援などに取り組んできた。
- ・女性起業家の割合が目標達成するなどの進捗は見られるが、企業における女性活躍は、着実に前進しているものの、国際水準から見れば道半ば。
- ・こうした状況を踏まえ、第5次基本計画においても、女性の活躍を企業の競争力、ひいては経済の活性化につなげるべく、引き続き各種施策を強力に押し進めていくことが肝要。

(赤羽国土交通大臣)

- ・国土交通省では、建設業や観光産業などの所管業界における女性活躍推進や、子育て世帯が移動しやすく働きやすい環境の基盤づくりに取り組んでいる。
- ・建設業については、本年1月に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定したところであり、同計画に基づき、女性が働き続けられるための環境整備等を推進していく。
- ・また、観光分野においては、女性が働きやすい環境の整備に取り組むとともに、女性のキャリアアップや企業のダイバーシティ向上を通じた生産性向上についても検討を進めていく。
- ・さらに、男女共同参画のための生活基盤としての公共交通機関等のバリアフリー化も進めており、来年度以降の次期目標の策定に向けて議論を行っている。
- ・今後も、新たに策定される第5次男女共同参画基本計画を踏まえて、女性の活躍推進に取り組んでいく。

- 橋本内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から、基本的な考え方(案)について、資料2のとおり答申することについて伺いがあり、了承された。

- 第5次基本計画策定専門調査会会長の佐藤議員から菅内閣総理大臣に、答申が手交された。

- 菅内閣総理大臣から、以下のような発言があった。
 - ・女性、我が国の人口の51%を占める。その声を、十分に政策に反映させることが重要。政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、これまでの計画で十分に進捗していないという反省に立ちつつ、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指し、2020年代の可能な限り早い時期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進める必要がある。
 - ・男性が育児休業を取得しやすくなる制度の導入を図るなど、誰もが仕事と子育て等を両立できる環境整備を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶などの取組を一層強力に押し進める必要がある。
 - ・新型コロナウイルスにより、特に女性が厳しい状況にさらされているが、こうした中であっても女性活躍の勢いを止めてはならない。全ての女性が輝ける社会の構築に向けて、各大臣におかれては、答申に沿った計画となるよう、前例にとらわれず、柔軟な発想で検討を進めていただきたい。議員の皆様には、新たな計画の年末までの策定に向けて、一層の御協力をお願いしたい。

3. 閉会

- 橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から、関係閣僚に対し、基本計画の取りまとめに向け、引き続き御協力いただきたい旨の発言があった。

以上